

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の行う特別債券の発行等の業務

1 機構は、次の業務を行うことができるものとする。

イ 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を図るため、これらの会社が引き受けるべきものとして鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下「特別債券」という。）を発行すること。

ロ 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。

ハ 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。

2 特別債券の償還期間は二十年とし、その利率は市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定めるものとする。

3 1のハの規定による貸付金の償還期間は二十年とし、その償還は一括償還の方法によるものとする。
ハ)と。

4 1の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うものとする。

(附則第四条関係)

二 機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の業務

1 機構は、平成三十三年三月三十一日までの間、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他これらの会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができるものとする。
2 1の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うものとする。

(附則第五条関係)

三 区分経理の特例

1 機構は、平成五年度から平成九年度までの間に行われた新幹線鉄道の建設に関する事業に係る借入に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成二十三事業年度

において、特例業務勘定の積立金の額に相当する金額のうち、同勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、建設勘定に繰り入れることができるものとする。

2 機構は、第三の業務に必要な費用（平成二十三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を同勘定から建設勘定に繰り入れることができるものとする。

（附則第六条関係）

第二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正

一 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、第一の一の1のハの貸付けを受けたときは、当該貸付けに係る貸付金をもって特別債券を引き受けるものとする。

二 特別債券については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

（附則第十三条関係）

第三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

機構は、当分の間、新幹線鉄道の営業の開始によりその営業主体が廃止した路線において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、同社に対し、助成金の交付を行うものとする事。

(附則第十一条第一項第一号関係)

第四 その他

その他所要の改正を行うものとする事。

第五 附則関係

一 この法律は、公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行することとする事。

(附則第一条関係)

二 関係法律についての所要の改正を行うものとする事。

(附則第二条から第八条関係)